

## 防災アドバイザー派遣制度を活用して 高層住宅の防災対策をしましょう

防災アドバイザーが高層住宅の防災対策を支援します。

高層住宅等で、居住者相互の「共助」による体制や組織づくりの推進や防災計画を策定する場合、また、居住者の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会を行う場合に、専門的な見地から「助言」を与える防災アドバイザーを区の経費で派遣する制度です。



### ◎ 高層住宅の震災対策の必要性

高層住宅は一般に耐震性や耐火性に優れており、大震災が発生しても倒壊・焼失の恐れが少ないため、大地震後も自宅で生活できる場合が多いと考えられます。

しかし、エレベーター等の付帯設備の機能が停止して、高層階の居住者は地上階との往復が困難になったり、孤立をしてしまうなどの恐れがあります。

以上のような高層建物であるがゆえに生じる事態を避けるためには、高層住宅の特徴を踏まえた事前の震災対策が必要になります。



## 1 支援対象

港区内の地階を除く階数が6以上かつ住宅の用途に供する部分の戸数が50以上の建築物の居住者、管理組合及び管理事業者。

## 2 支援内容

港区が防災に関する専門家（以下「防災アドバイザー」）を派遣し、高層住宅等の防災対策を支援します。

○防災体制づくりに必要な指導、助言

○防災意識の高揚等を図るための講演会や訓練に関するアドバイス、防災に関する相談

## 3 制度の概要

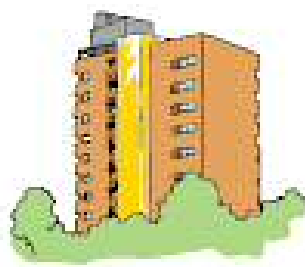
予め区に登録している「防災アドバイザー」の中から希望する「防災アドバイザー」を選んで申請していただき、区が調整した後に申請された「防災アドバイザー」を派遣します。

（登録防災アドバイザーは、「防災アドバイザー派遣制度登録業者一覧をご覧ください。」）

## 4 費用負担

「防災アドバイザー」派遣の費用は全額港区が負担いたします。

※ 会場確保、資料のコピーや配布、実施周知などは申込者負担です。



## 5 申請方法

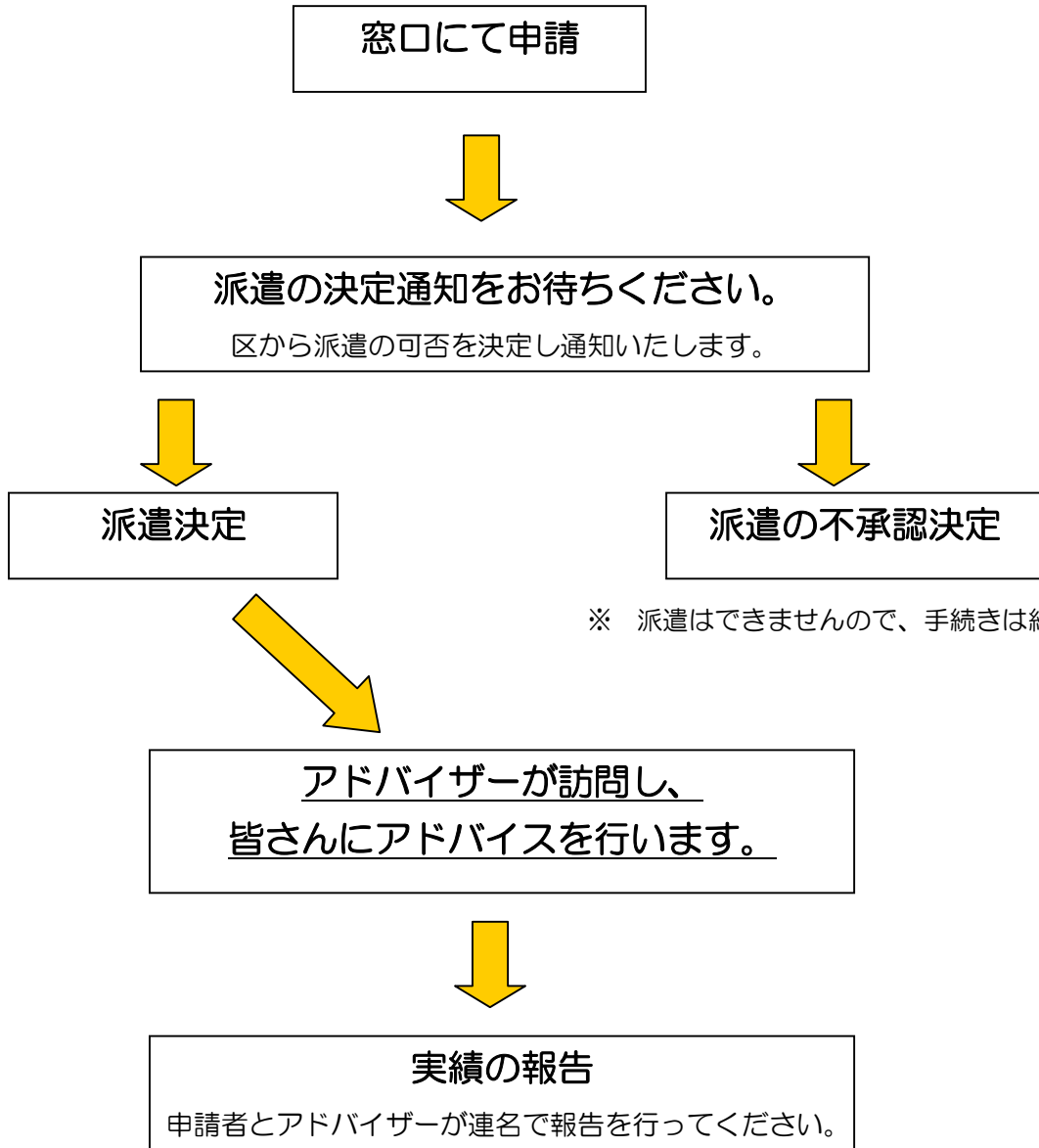
申請書に必要事項を記入し、裏面に記載されているいずれかの受付窓口に提出をしてください。

## 6 申請にあたっての注意事項

- (1) 必ず、高層住宅等の管理組合や自治会等団体としてお申し込みください。居住者個人からのご要望には応じかねます。
- (2) 派遣希望日、日時は可能な限りご希望に沿うよう努めますが、ご希望に添えない場合があることをご了承ください。
- (3) 申請書は、派遣希望日の20日前までに提出してください。
- (4) 派遣可能日は、12月29日から翌年1月3日を除く全日となります。
- (5) 派遣可能時間は、9時00分から21時00分の間で最大8時間となります。
- (6) 派遣時間を越えてアドバイスを求めることは、ご遠慮下さい。  
※ 当日に打ち合わせ・施設の見学を行う場合は、申請時に派遣依頼時間に含めて下さい。質疑の時間等を考慮し、1回の申請時間は4時間程度とすることをお勧めします。
- (7) 派遣回数には上限があり、1団体につき年度あたり5回までです。ただし、共助体制づくりを推進する場合は最大10回まで延長することができます。  
※ 下打ち合わせなどで、アドバイザーを招く場合も1回とカウントされますので、派遣申請書提出後お送りする派遣決定通知書に記載されている、防災アドバイザー連絡先に、電話や、メール等で打合せをお願いします。
- (8) 防災アドバイザーは、管理組合と自治会とのトラブル調整、区などの助成制度の代理申請などの業務は行いません。また、高層住宅等の震災対策計画策定作業そのものの代行は行いません。



## << アドバイザー派遣制度の流れ >>



### 申し込み受付窓口

芝地区総合支所協働推進課	港区芝公園1-5-25	電話 3578-3123
麻布地区総合支所協働推進課	港区六本木5-16-45	電話 5114-8802
赤坂地区総合支所協働推進課	港区赤坂4-18-13	電話 5413-7272
高輪地区総合支所協働推進課	港区高輪1-16-25	電話 5421-7621
芝浦港南地区総合支所協働推進課	港区芝浦1-16-1	電話 6400-0031